



| 目 次 | ページ |
|---|-----|
| 告 示 | |
| ○救急病院の認定 (医療政策課) | 1 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課) | 1 |
| ○保安林の指定予定の通知 (4件) (治山林道課) | 1 |
| ◎沿岸漁業改善資金の貸付に係る公金事務の委託 (水産政策課) | 2 |
| ○基本測量の実施の通知 (用地対策課) | 2 |
| ○公共測量の実施の通知 (4件) (") | 2 |
| ○公共測量の終了の通知 (7件) (") | 2 |
| ○道路の区域変更 (道路課) | 3 |
| ○道路の供用開始 (3件) (") | 3 |
| 公 告 | |
| ○令和8年度製菓衛生師試験の実施 (薬務衛生課) | 3 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課) | 4 |
| 入札公告 | |
| ○一般競争入札 (出先所属用小型サービスの借入れ) の公告 (警察本部会計課) | 4 |

告 示

高知県告示第251号
救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
令和8年4月17日

| 医療機関の名称 | 所在地 | 認定年月日 | 認定の有効期限 |
|---------|----------------|----------|-----------|
| 島津病院 | 高知市比島町四丁目6番22号 | 令和8・4・11 | 令和11・4・10 |

高知県告示第252号
医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。
令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司
医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日
医療法人社団緑 南国市大埴甲1203番地5 令8・1・1
風会HEIWA
MED CL I
N I C

高知県告示第253号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

1 (1) 保安林予定森林の所在場所
安芸市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的
水源の涵養

(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所
安芸市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的
水源の涵養

(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第254号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所
四万十市西土佐大宮字下犬ヶ谷675の1、678、字ショヲフン684、字西ノ沖737、字ギョヲジタロ743、744の1、字ホクソ谷山1923の1、字西林山1926の1、字ネブリ谷1928の1

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第255号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所
四万十市竹屋数字深サキ畝1096の7、1096の15、1096のイ

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興

・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第256号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

1（1）保安林予定森林の所在場所

吾川郡いの町中ノ川字クレイシ77から80まで、85、253の1、253の2、字タケノ畝136、字大畝163の1、163の2、163の5、341、字大東196・200から203まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、206、213の1、218・219（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字エトコ278、280、283、289、299、字キリノサコ404、449

（2）指定の目的

水源の涵養

（3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

2（1）保安林予定森林の所在場所

吾川郡いの町桑瀬字長又204の5、365の12

（2）指定の目的

水源の涵養

（3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第257号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年3月29日に指定し、公金

事務を同年4月1日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

| 指定公金事務取扱者 | | 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出 | 委託期間 |
|----------------|----------------|------------------------------|-----------------------|
| 事務所の所在地 | 名称 | | |
| 香川県高松市北浜町9番12号 | 西日本信用漁業協同組合連合会 | 沿岸漁業改善資金の貸付に係る元利償還金の収納 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |

高知県告示第258号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和8年3月19日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

基本測量（空中写真撮影、オルソ作成）

2 作業期間

令和8年5月18日から令和9年3月31日まで

3 作業地域

室戸市、安芸市、香美市並びに安芸郡東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村及び馬路村

高知県告示第259号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年3月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和7年12月15日から令和8年6月30日まで

3 作業地域

安芸郡安田町

高知県告示第260号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年3月26日に受けたの

で、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和8年3月3日から同年10月30日まで

3 作業地域

四万十市山路地内

高知県告示第261号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年3月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和8年3月11日から同年10月30日まで

3 作業地域

四万十市山路地内

高知県告示第262号

高知県土木部都市計画課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年3月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

公共測量（3D都市モデル整備）

2 作業期間

令和8年3月24日から同年10月30日まで

3 作業地域

高知市、室戸市、南国市、土佐市並びに安芸郡東洋町、奈半利町、田野町、安田町及び芸西村の各一部

高知県告示第263号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和7年1月高知県告示第40号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年9月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第264号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所から令和7年8月高知県告示第536号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年10月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第265号

高知県土木部安芸土木事務所から令和7年9月高知県告示第576号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年3月17日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第266号

農林水産省中国四国農政局高知南国農地整備事業所長から令和7年10月高知県告示第639号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年3月19日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第267号

法務省高知地方法務局長から令和7年11月高知県告示第659号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年2月20日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第268号

高知県土木部都市計画課長から令和7年12月高知県告示第741号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年3月18日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第269号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和8年1月高知県告示第54号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年3月17日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第

3項の規定により告示する。

令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年4月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土居五台山
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---|--------|-----------------|---------------|
| 南国市稲生字大清水 342番から 南国市稲生字鳥帽子 岩3365番イまで | 前 | 4.0 } | 48 |
| | 後 | 5.3 } | 48 |
| | | 9.5 | |

高知県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和8年4月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

| 供 用 開 始 区 間 | 延 長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|--|---------------|-----------|
| 四万十市久保川字芭蕉谷 1212番1から 四万十市久保川字芭蕉谷 1212番1地先まで | 222 | 令和8年4月17日 |

高知県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和8年4月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 後免中島高知
- 3 道路の区域

| 供 用 開 始 区 間 | 延 長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|---------------------------------------|---------------|-----------|
| 高知市一宮徳谷3483番1から 高知市一宮東町一丁目3564番4まで | 86 | 令和8年4月17日 |

高知県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和8年4月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐一宮停車場一宮
- 3 道路の区域

| 供 用 開 始 区 間 | 延 長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|--|---------------|-----------|
| 高知市一宮東町一丁目3416番5から 高知市一宮東町一丁目3405番1まで | 80 | 令和8年4月17日 |

公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、令和8年度製菓衛生師試験を次のとおり行う。

令和8年4月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の日時

| | | |
|--|---|--|
| <p>令和8年7月8日(水)午後2時から午後4時まで</p> <p>2 試験の場所 高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール</p> <p>3 試験手数料 9,400円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。)</p> <p>4 受験願書の提出期間 令和8年5月28日(木)から同年6月4日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、令和8年6月4日付けの消印のあるものまで受け付ける。</p> <p>5 受験願書の提出先 (1) 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合は、高知市保健所 (2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部薬務衛生課</p> <p>6 合格者の発表 令和8年7月27日(月)午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。 また、高知県健康政策部薬務衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。</p> <p>7 その他 受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部薬務衛生課(電話番号088-823-9672)又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。</p> <p>~~~~~</p> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、西島土地改良区の定款の変更を令和8年4月6日に認可した。 なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。 令和8年4月17日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>----- 入 札 公 告 -----</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 令和8年4月17日 高知県警察本部長 岩田 康弘</p> <p>1 入札に付する事項 (1) 借入物品の名称及び数量</p> | <p>出先所属用小型サーバ 一式</p> <p>(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 借入物品の借入期間 令和9年1月1日から令和14年12月31日まで</p> <p>(4) 借入物品の借入場所 高知県警察本部警務部情報管理課が指定する場所</p> <p>(5) 入札方法 ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。 (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。 (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。 (5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者でないこ</p> | <p>と。</p> <p>(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等 (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8544 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部警務部会計課用度係 電話番号088-826-0110(内線2252)</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 令和8年4月17日(金)から同年5月19日(火)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。 (3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 令和8年6月12日(金)午後1時30分 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和8年6月11日(木)午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部1階102会議室</p> <p>4 その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を令和8年5月19日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 (4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (5) 落札者の決定方法等</p> |
|--|---|--|

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和8年5月14日(木)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)と同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:
Small Servers for branch offices 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 19 May 2026

(3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Friday 12 June 2026

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 5:00 P.M. on Thursday 11 June 2026

(5) Contact: Supplies Section, Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544
Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)

(6) Others: As in the tender documentation